

雨水浸透指針（平成15年 9月30日名古屋市告示第 414号）

第 1 目的

この指針は、市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第 116条第 1項の規定に基づき、雨水を地下に浸透させることにより、環境保全上健全な水循環の確保を図り、もって快適な都市環境を創造することを目的とする。

第 2 地下浸透を推進する雨水

地下浸透を推進する雨水は、次に掲げる雨水とする。ただし、降雨面が汚染され、又は汚染物質が埋め立てられている等のため地下への浸透により、地下水を汚染する恐れのある雨水については、この限りではない。

- (1) 建物の屋根等から雨どい等を経て集まる雨水
- (2) 植栽のない庭、グラウンド等の裸地に降る雨水
- (3) 駐車場等の舗装が施されている場所等に降る雨水

第 3 特定の土地に関する地下への浸透の配慮

地盤の雨水浸透能力が弱く浸透効果を期待できない土地や、雨水を地下へ浸透させることにより防災上の支障が生じるおそれのある土地の地下浸透については、支障が生じないように地下への浸透方法等について配慮しなければならない。

第 4 雨水の浸透方法

地下への雨水の浸透は、次に掲げる方法とする。第 2で規定する雨水の地下への浸透に当たっては、雨水を自然に地下へ浸透させる方法を用いた次に掲げる雨水浸透施設等により行うものとし、雨水が地下に浸透しやすい素材又は構造のものを使用するよう努めるものとする。

- (1) 雨水浸透ます
- (2) 雨水浸透トレンチ
- (3) 透水性舗装及び保水性舗装
- (4) 雨水浸透側溝
- (5) 透水池
- (6) 地表面の緑地化

第 5 雨水浸透施設等の維持管理

雨水浸透施設等の浸透能力を維持するために、次のような管理を行うものとする。

- (1) 雨水浸透ます等については、定期的にゴミ除去フィルターの点検及び清掃を行うとともに、年に 1回程度、ますの底に貯まった泥等の除去を行うものとする。
- (2) 透水性舗装については、高圧水、散水・ブラッシング等により、定期的に表層を洗浄することにより、表層の目づまりの防止を図るものとする。
- (3) 緑地化した地表面については、定期的に施肥を行う等の管理に努めるとともに、適宜、補植を行うものとする。

第 6 その他

地下水を採取しようとする者は、地下水に代えて雨水の利用が可能と判断される場合は、雨水貯留施設等の雨水利用のための設備を設け、地下水の揚水量を削減するように努めるものとする。

附 則

この指針は、平成15年10月 1日から施行する。